

ニーズ3 『退職を考えているあなたへ』

① 【前編】退職について検討する

- 退職すべき局面かどうかを考える
 - 「労働の提供」と「賃金」のバランスを役割と配慮で折り合えるかどうか
 - 両立支援を支える法制度（企業の責務）
 - がん対策基本法（第8条）
 - 障害者雇用促進法（第36条の2～4）における「合理的配慮指針」
 - 国の両立支援の方針を職場に説明する時の資料として
 - 厚労省の両立支援ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>
 - 傷病手当金（健康保険）
 - 制度別コンテンツ「健康保険③④ 傷病手当金（前・後編）」の動画へ
- 退職を考えるさまざまな理由
- 会社との話し合い
 - 会社と話し合う前に相談する
 - がん相談支援センター、難病相談支援センター
 - ブリッジ
 - 会社との話し合い
 - 誰に話すか（直属の上司、人事労務担当者、産業保健スタッフ）
 - 心への影響を考える（心残りがないように ⇄ 傷つくことがないように）
 - 労働問題として相談したい場合
 - 厚生労働省「総合労働相談コーナーのご案内」
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



② 【後編】退職後の不利益を防ぐ

- 1. 雇用保険：離職票の手続き、特定理由離職者について
 - 基本手当の受給要件の確認
 - 治療に専念する時は、延長申請をする（受給期間が最長4年になる）
 - 離職日の翌日から30日経過後、できるだけ早く
 - 郵送でも可
 - 体調不良による離職の場合、「離職票-2」の離職理由に注意
 - 特定理由離職者の判断のためには、ハローワーク手続きに診断書を持参
 - 厚生労働省「特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲の概要」
https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_range.html#a1
- 2. 傷病手当金（継続給付）：退職時に受給している傷病手当金を続ける（再掲）
 - 5つの支給要件
 - 退職日までに1年以上継続して被保険者であること
 - 退職日の時点で現に傷病手当金を受けているか、受けられる状態であること
 - 失業給付を受けていないこと
 - 同一の傷病により、退職後も引き続き療養のために労務不能であること
 - 労務不能期間が継続していること
 - 詳しくは制度別コンテンツ「健康保険④ 傷病手当金・後編」の動画へ
<https://youtu.be/v287-YbCLFQ?si=MvIjg3t2qJ65x2QG&t=459>
- 3. 退職後の健康保険：現在の保険喪失後、何に加入すればいいのか
 - 詳しくは制度別コンテンツ「健康保険⑤ 退職後の健康保険」の動画へ
<https://youtu.be/AX6tvczBXvc>
- 4. 覚えておきたいこと：住民税の納付タイミング
 - 住民税（市民税・県民税）は、一年遅れで納付（負担額が大きいことに留意）

健康保険⑤「退職後の健康保険」

- ① これまでの健康保険の任意継続
 - 労使折半がなくなり、全額自己負担となる
 - 退職時の標準報酬月額に基づいて決定し原則2年間変わらない(一定の上限あり)
 - 扶養する家族の保険料はなし
 - 保険料の滞納が1日でもあれば資格を失う

- ② 国民健康保険(国保)への加入
 - 市区町村によって算定方法が異なる(保険料を窓口を確認)
 - 前年の所得・世帯の人数などに応じて決定
 - 扶養という扱いがなく、加入する家族の人数分の保険料が必要
 - 保険料の軽減・減免申請ができる場合がある(特定理由離職者)

- ③ 家族が加入する健康保険の扶養に入る
 - 主として被保険者である家族に生計を維持されていること
 - 年間収入が130万円未満
 - 雇用保険・傷病手当金は日額3,611円以下であることが必要
 - 収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、傷病手当金なども含まれる
 - 被保険者の年間収入の2分の1未満である場合
 - 別居であれば、収入を上回る仕送りを被保険者より受けていること
 - 保険料はなし

- 健康保険が変わると高額療養費はどうか
 - 被保険者の年収によって改めて決定される
 - 健康保険が変わった場合の高額療養費も試算して検討材料とする
 - 高額療養費の多数回該当は、保険者が変わるとクリアされる
 - 月の途中で健康保険が変わると、それぞれの期間で限度額まで支払う
 - 健康保険①「傷病手当金・前編」高額療養費制度の概要
https://youtu.be/Tkt_QS_rGso?si=yL_iLj5Fx370Dd0D&t=192
 - 健康保険②「傷病手当金・後編」多数回該当について
<https://youtu.be/HJNGrz2XDm8?si=fScJ8uDTjAb-uIgg&t=108>

